

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップ(湊川洪水浸水想定区域図)によると、海拔の低い沿岸部や河川周辺、周辺より低地である箇所でも多くの浸水予想区域が設定されている。

過去には、台風などの豪雨による中小河川の氾濫により低地において床下浸水や道路の冠水(国道11号等)による交通障害が発生した箇所がある。

香川県が発表した最大規模の降雨(12時間総雨量654mm)の湊川氾濫時には広範囲が浸水エリアとされており、場所によっては3.0m～5.0mの浸水被害が予測されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の土砂災害警戒区域指定区域図等によると、山間部を中心に土石流のおそれのある箇所、がけ崩れのおそれのある箇所、地すべりのおそれのある箇所が多数存在し、災害の発生時には、直接的な被害や道路の被災等が懸念されている。

(地震：ハザードマップ)

地震調査研究推進本部の海溝型地震の長期評価の概要(算定基準日 令和6年1月15日)によると、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の地震発生確率は80%程度と言われており、香川県地震・津波被害想定調査報告書によると、最大クラスの地震の場合、市内で最大震度7の揺れが予測されている。

また大内地区を中心に、市内を流れる与田川沿いの平野部まで広範囲の液状化現象が予測されている。

(津波：ハザードマップ)

市内の津波ハザードマップによると、湊川や与田川河口部沿い、白鳥港、引田港周辺の住宅地等が津波浸水想定区域となっている。浸水深は最大3.0mが予測されており、人命や建物被害等が懸念されている。

(ため池：ハザードマップ)

市内にはため池が大小あわせて717カ所ある(令和5年度末現在)。市内のため池ハザードマップによると、地震や大雨等により堤体が決壊した場合には、ため池直下に木造家屋倒壊危険区域や場所によっては0.5m～3.0mの浸水被害が予測されている。

(高潮：ハザードマップ)

平成16年8月30日の台風16号では、台風接近と満潮時が重なったため市内沿岸部で高潮が発生し、市内では特に海拔の低い引田地区沿岸(海拔2m～4m地域)で床上・床下浸水が広範囲に多数発生した。

当市の高潮ハザードマップによると、広い範囲で0.5m～3.0m未満の浸水、一部区域では3.0m～5.0m未満の浸水が想定されている。

(感染症)

新型コロナウイルスは2019年に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した。今後もこのウイルスは人類に定着して蔓延することが予想される。当市においても、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

◆商工業者等数 1, 140事業所(令和3年経済センサス)

◆小規模事業者数 929事業所(令和3年経済センサス)

【内訳】

大分類	商工業者数	小規模事業者数
A 農業、林業	16	13
B 漁業	12	12
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
D 建設業	108	100
E 製造業	233	190
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
G 情報通信業	3	3
H 運輸業、郵便業	25	19
I 卸売業、小売業	305	219
J 金融業、保険業	29	26
K 不動産業、物品賃貸業	26	25
L 学術研究、専門・技術サービス業	34	28
M 宿泊業、飲食サービス業	127	99
N 生活関連サービス業、娯楽業	122	111
O 教育、学習支援業	12	11
P 医療、福祉	38	30
Q 複合サービス業	8	8
R サービス業(他に分類されないもの)	40	33
合計	1,140	929

◆当市は、瀬戸内海に面した沿岸部と阿讃山脈等に面した山間部に区分されるが、事業所のほとんどが人口が集中している沿岸部に分布している。とりわけ沿岸部においても合併前の旧町地区にある市役所本庁（白鳥）、大内支所（大内）、引田支所（引田）の所在地を中心としたエリアに各業種の事業所が幅広く分布している。

◆国道11号沿線およびその周辺に大型小売店や地元の商業者が立地している。

◆大内地区と白鳥地区に工業団地があるが、市街地から離れた山間部寄りの場所に立地している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・東かがわ市地域防災計画（令和2年12月修正）
- ・総合訓練を始めとする各種防災訓練の実施、自主防災組織等における防災訓練の指導
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップ等の作成（令和6年3月作成）

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCPの策定支援
- ・事業者BCP策定セミナー等の開催
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入促進
- ・防災訓練の実施（年2回）

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかわる当市と当会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・地区内の事業者の災害リスクへの理解度が低く、また経営課題としての防災・減災対策が重視されていない。
- ・事業者BCPの策定、防災・減災及び発災時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や咳エチケットや手洗いの徹底等の感染症対策、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の徹底、業務縮小等による接触機会の抑制などの検討、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・「事業継続力強化計画」認定制度、「事業者BCP」を推進し、市内事業所の防災・減災の事前対策について啓発する。
- ・巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会では、予測不能な自然災害や事故・感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会ホームページや市の広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年1月に事業継続計画を作成（別添参照）。

3) 関係団体等との連携

	関係団体名	取組事業
I	香川県商工会連合会	①②⑥⑦⑧
II	(公財)かがわ産業支援財団	①②⑥⑦⑧
III	香川県よろず支援拠点	①②⑥⑦⑧
IV	香川県信用保証協会	④⑥⑦⑧
V	(株)日本政策金融公庫高松支店	⑤⑥⑦⑧
VI	香川県火災共済協同組合	③⑥⑦⑧
VII	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社 ・東京海上日動火災保険(株) ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	①②③⑥⑦⑧

①事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。

②小規模事業者を対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。

- ③小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
 - ④事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、信用保証等の手続き支援を行う。
 - ⑤事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、融資斡旋等の手続き支援を行う。
 - ⑥各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
 - ⑦本事業に関する国、県及び市の補助事業や融資制度のほか各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
 - ⑧普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・当市と当会担当者にて、定期的に協議を行い、計画の進捗状況を確認し、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7（予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で当会管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会緊急連絡網、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、国の定める「基本的対処方針」に基づき、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等感染対策の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始についての事業者に対する周知について、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。当市における感染症対策本部設置に基づき決定した基本方針に沿って当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・気象庁や県等の提供する防災情報又は職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況などの場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の対応策を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半
-----------	---

	壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1～3事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

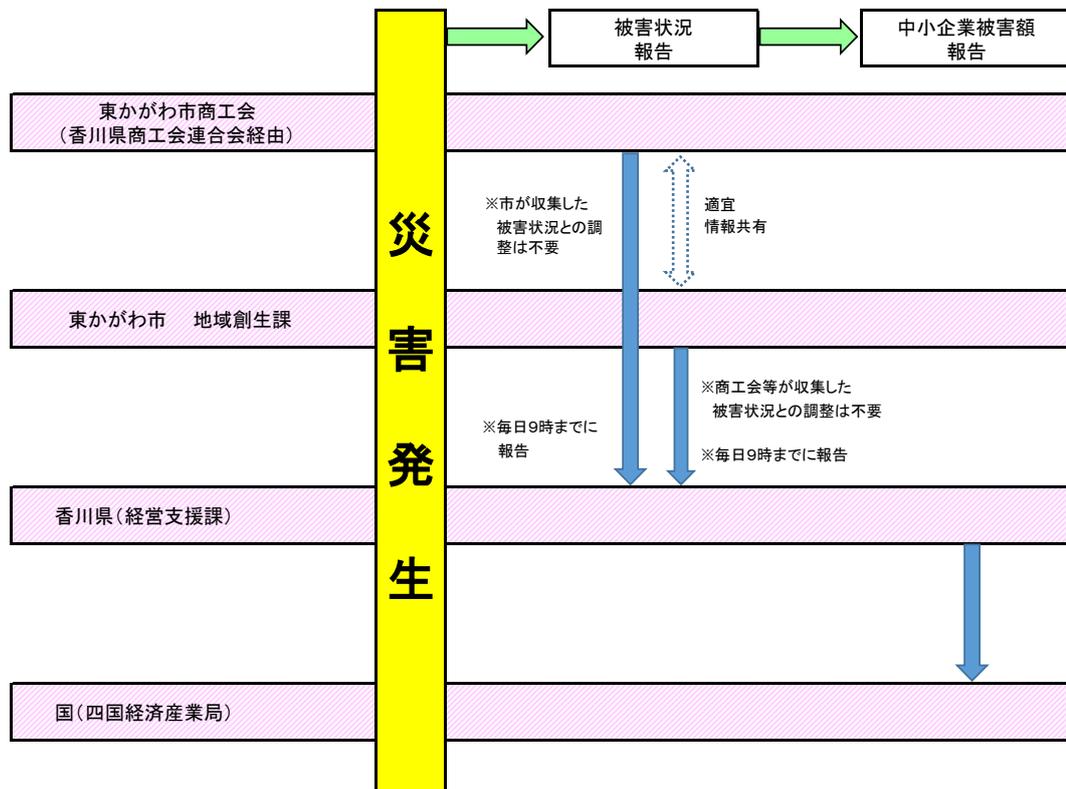
- ・本計画により、当会と当市は原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～1週間	1日に4回共有する
1週間 ～2週間	1日に2回共有する
2週間 ～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

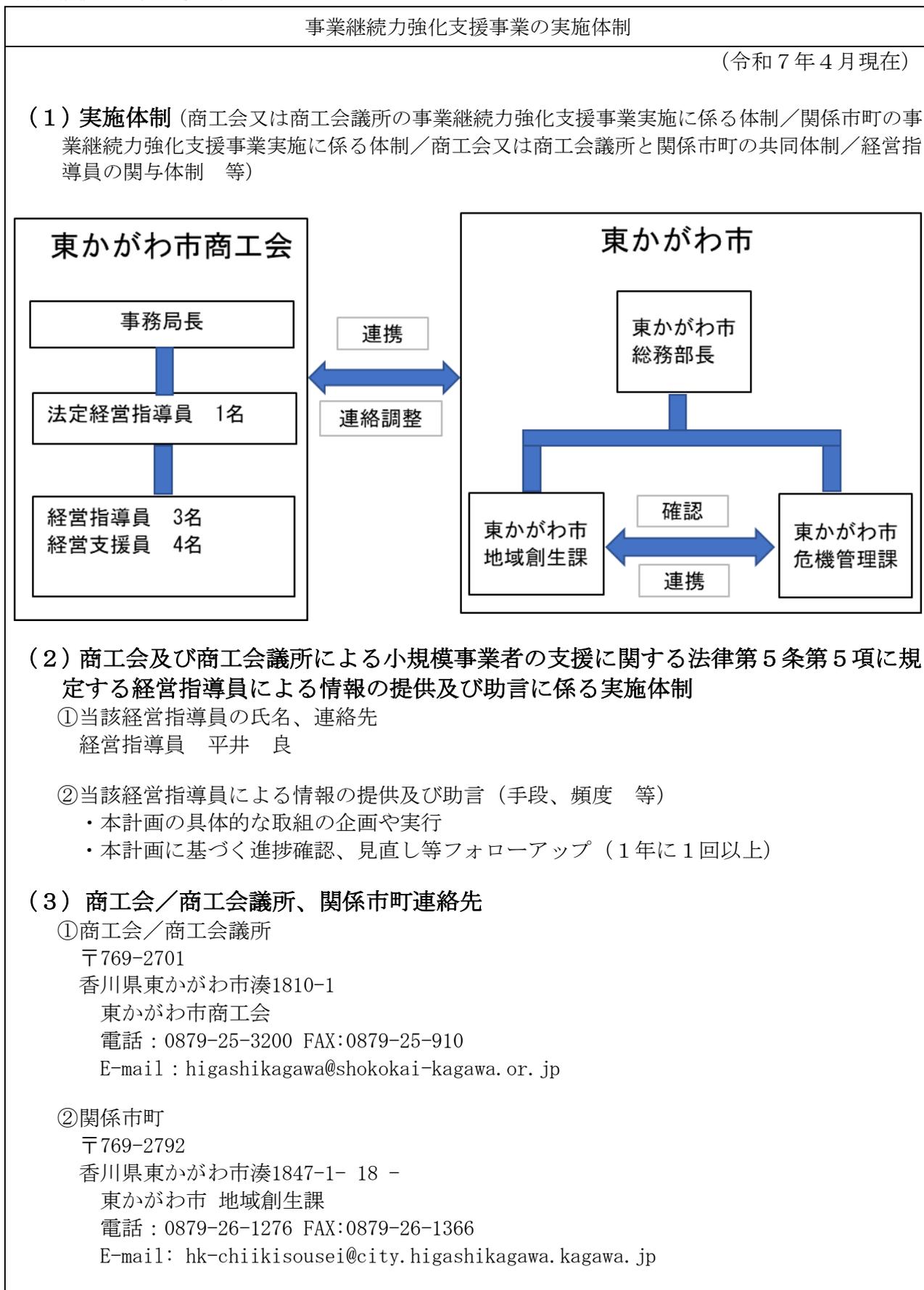
- ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当会（香川県商工会連合会経由）又は当市から香川県へ報告する。

被害状況報告フロー



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒769-2792

香川県東かがわ市湊1847-1

東かがわ市 危機管理課

電話：0879-26-1235 FAX:0879-26-1320

E-mail: hk-kikikanri@city.higashikagawa.kagawa.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ等作成費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東かがわ市補助金、香川県交付金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等